

北海道の美しくて楽しい冬の暮らしを「道北」で体験してみませんか？

# 天塩川周辺市町村de移住モニターツアー！

様々な道北の冬ならではの楽しい体験や、  
地域住民・先輩移住者との交流の場をご用意しています！

参加者募集!!

天塩川周辺 13 市町村（士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、天塩町、中頓別町、豊富町、幌延町）で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、北海道での移住を考えておられる方を対象に、この地域で暮らす魅力を体験していただくために、来年(2013 年)の冬と夏に「移住モニターツアー」を実施いたします！

## ■旅行日程

2013 年 2 月 22 日(金)～25 日(月) 3 泊 4 日

## ■集合・解散場所

旭川空港あるいは JR 旭川駅

※送迎の時間については裏面の行程表をご確認ください。

## ■旅行代金（おひとり様）

15,000 円（旅行保険代を含む）

## ■宿泊

宿泊施設の部屋構成により、男女別の相部屋になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ■食事

朝食 3 回・昼食 3 回・夕食 3 回

## ■締め切り

2013 年 1 月 21 日(月)

## ■応募要件

北海道への移住を検討中で、モニターツアー終了後に当協議会で用意する移住に関するアンケートにご回答くださる方

## ■募集人員 10 名

※応募多数の場合は、抽選にて決定させていただきます。

※2013 年 1 月 23 日(水)までに抽選の結果をお知らせします。

## ■留意事項

※本ツアーの旅行代金は、集合場所からの発着の間の料金となっております。集合場所までの往復の交通費は自己負担となります。

※冬期の野外体験がありますので充分な防寒の用意をお願いいたします。（お問い合わせください）

※旅程は天候などの事情によりやむを得ず変更する場合がありますので、予めご了承ください。



## 行程

月日	時間	内容	備考
2月22日(金)	13:00 13:50 15:00 17:00 18:45 21:00	旭川駅 集合【ウェルカムセレモニー】 旭川空港 集合【ウェルカムセレモニー】 和寒町 【越冬キバウヅ掘り体験】 幌加内町朱鞠内湖【そば打ち体験】 【夕食：地域住民・先輩移住者との交流会】 【就寝】	<ふれあいの家まどか> 打ったそばを食べられます 【宿泊】レイクハウスじゅまりない
2月23日(土)	8:20 12:45 16:00 19:20 21:00	幌加内町朱鞠内湖【釣り】 美深町松山農場 【昼食：地域住民・先輩移住者との交流会】 名寄市立天文台きたすばる 【アーチカルマ鑑賞、星空観望】 【夕食：移住者が経営するユースホステルでオーナーと交流】 【就寝】	<ファームイントト> 松山農場の羊肉のグリル 【宿泊】なよろサンピラーウィンズ
2月24日(日)	6:00 9:15 12:00 14:00 15:45 18:00 18:40 21:00	【サルベー観望：気象条件が揃えば見られる自然の神秘】 名寄ビヤリスキ-場【森林スノーモービル体験】 【昼食：農家レストランの食材にこだわった料理に舌鼓】 【雪かき体験】 下川町【スノーシューで森林散歩】 【アイスキャンドルミュージアム点灯体験】 【夕食：下川町産小麦のうどんを堪能】 【就寝】	朝早いので希望者は是非 <食工房おると> 日常の冬の生活を体験 下川町の冬のバソ <木彫りとお食事処さがの> 【宿泊】五味温泉
2月25日(月)	9:45 11:15 12:20 14:00 17:00 18:00	道の駅「もち米の里☆なよろ」 士別市【羊毛細工体験】 【昼食：士別産サフォークラムを使った料理を堪能】 剣淵町【絵本の里に魅せられた地域おこし協力隊と交流】 【また会いましょう！セレモニー】 旭川駅 旭川空港	買い物 <めん羊工芸館くるるん> <ファームストラム> <絵本の館>

## 旅行条件[要旨]

お申込いただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込下さい。  
この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社シィーピーツアーズ(以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件によるほか、当社募集廣告、パンフレット、ホームページ、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び当社旅行業約款、募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます。)によります。なお、お申込み面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。

### 2 契約のお申込み・予約

(1)当社又は旅行業法で規定された当社の「受託営業所」(以下「当社ら」といいます。)において、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等によるお客様からの旅行契約のお申込みまたは保証者の同行が必要です。

(2)当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方が旅行契約のお申込み、締結、解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。

(3)申込金の額は下記のとおりです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

旅行代金の額(お1人様)	申込金または預り金の額(お1人様)
15万円以上	旅行代金の20%
10万円以上 15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
6万円以上 10万円未満	12,000円以上旅行代金まで
6万円未満	6,000円以上旅行代金まで

### 3 申込条件・参加条件

お申込みの時点まで20歳未満の方が単独でご参加される場合は、原則として保護者の同意書の提出が必要です。

15歳未満の方は原則として保護者の同行が必要です。

### 4 旅行代金に含まれないもの

パンフレット内に表記の「旅行代金に含まれるもの」のほか、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数の超過分の料金)

(2)コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びリーフレット代、電話料金、追加飲食代等お客様の個人的諸費用及びこれに伴う税、サービス料

(3)傷害、疾病に関する医療費等

### 5 旅行契約の解除・払戻し

#### お客様の解除権

ア)お客様は、次に定める取消料をお支払いたすことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。

さかのぼって 20日目に当たる日以降 旅行代金の20%  
7日目に当たる日以降 旅行代金の30%

旅行開始日の前日 旅行代金の40%

旅行開始日当日 旅行代金の50%

旅行開始後または無連絡不参加 旅行代金の100%

※1.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

エ)複数人員でのご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関のご利用人員の変更に対する差額代金をお支払いただきます。

### 6 旅行条件・旅行代金の基礎

この旅行条件は、2012年12月1日を基準日としています。また、旅行代金は、2012年12月1日現在の有効な運賃、規則を基準として算出しています。

### 7 募集型企画旅行契約の特約及び個人情報の取り扱いについて

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。個人情報の取り扱いをおわせご希望の方は当社にご請求ください。また当社ホームページへ<http://www.cb-tours.com>からもご覧になれます。

#### ●個人情報の取り扱いについて

当社及び下記お申込み欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行お申込みの際にご提出いただいたお申込み書記載の個人情報等を、お客様と連絡に利用させていただきます。お客様がお問い合わせいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等について)の手配をさせていただきます。サービス受付ための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。さらに、当社及び販売店ならばびに当社にて、マーケット分析・統計資料の作成、商品・商品・キャンペーンの広告等に利用させていただくことがあります。なお、旅行のお申込みは、お客様が上記取り扱いについてご同意されたものとみなします。

### 取消料(旅行契約の解除期日)

### 取消料(お1人様)

旅行開始の前日 21日目に当たる日以前 無料

から計算して 20日目に当たる日以降 旅行代金の20%

さかのぼって 7日目に当たる日以降 旅行代金の30%

旅行開始日の前日 旅行代金の40%

旅行開始日当日 旅行代金の50%

旅行開始後または無連絡不参加 旅行代金の100%

※1.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※2.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※3.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※4.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※5.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※6.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※7.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※8.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※9.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※10.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※11.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※12.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※13.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※14.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※15.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※16.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※17.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※18.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※19.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※20.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※21.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※22.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※23.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※24.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※25.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※26.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※27.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※28.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※29.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※30.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※31.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプショナルプランの変更・取消も上記取消料の対象となります。

※32.旅行契約の解除期日とは、お客様が当社らの営業日・営業時間内に解除の申し出をされた時の基準となります。

イ)旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も、上記の取消料の対象となります。

ウ)航空便の変更、宿泊施設の変更及びオプ